

# 回 覧

令和2年9月28日

保護者の皆様  
地域の皆様

桜川市教育委員会教育長 稲川 善成

## 学校における働き方改革に向けた取組について（協力依頼）

日頃より、桜川市の教育にご理解、ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

桜川市教育委員会では、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた子どもたちの育成を目指し、教育活動の充実を図っているところでございます。

さて、現在、文部科学省では、「学校は、子どもたちの未来に直結する場所」だからこそ、働き方改革が必要とし、教職員の勤務にかかる法律改正も含め、働き方改革の取組を進めています。本市におきましても、社会全体で進められている働き方改革の推進に向け、学校閉庁日の設定や市及び各校の運営方針に基づく部活動の実施等、業務改善の取組を実施してまいりました。

しかしながら、条例等で定められている1か月当たりの超過勤務の上限45時間を超えている教職員の割合は、本市の小学校（義務教育学校前期含む）59.6%、中学校（義務教育学校後期含む）90.5%<sup>\*1</sup>となっており、教職員が心身ともに健康に働き、より質の高い教育活動を行うためには、「働き方」の改善が必至です。

このような中、本市教育委員会は、茨城県教育委員会より「働き方改革に向けた実践モデル校事業」として指定を受け、岩瀬小学校・岩瀬西中学校を実践モデル校として、教職員の超過勤務の縮減に向けた抜本的な対策に着手することにいたしました。

今後は、市内全校における働き方改革の取組を更に推進するため、保護者、地域の皆様の協力を得ながら、全ての教職員が本来の業務である、授業や子どもたちの指導に専念できる環境を整えていきたいと考えております。

つきましては、保護者、地域の皆様におかれましては、学校における働き方改革の趣旨をご理解の上、各校の改善に向けた取組へのご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

\*1 本年7月の勤務実態から

